

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年4月23日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.109】

福祉事業協会S元理事長は松崎氏側近で内ゲバの被害者！

前号より開始した福祉事業協会元理事長のS氏と同協会職員であったY氏に対する業務上横領被疑事件についての検証を進める。複雑でわかりにくい事件であるので、「6・19判決」が認めた「認定事実」を紹介しながら、解説を加えていくこととしたい。

第3 当裁判所の判断 1 認定事実

(1) 2002年6月21日に発生した原告JR総連の執行委員らによる別件暴力行為事件について、公安二課は、2003年6月12日、同年9月25日及び同年10月23日、さつき会館内の原告JR総連の事務所等に対する捜索を行い、証拠物を差し押さえた。その際、さつき会館内の別館4階に所在する原告福祉事業協会の当時の理事長であった原告Sが使用していた居室から、段ボール箱の中の布袋にあった本件福祉事業協会口座及び本件S口座のほか原告松崎名義等の預金通帳合計24通を押収した。なお、この中には、法人格がない団体であるJR総連国際交流推進委員会が運用する「全日本鉄道労働組合総連合会国際交流基金口松崎明」名義の預金口座に係る通帳も含まれていた。

本情報「No.94」で検証したが、なぜ福祉事業協会理事長の居室から、松崎氏名義やJR総連国際交流基金名義の預金通帳が続々と発見されるのか。常識では考えられないことだ。

松崎一派による私物化を疑うのは当然だ！

多数の預金通帳を保管していた業務上横領事件被疑者のS氏とはどのような人物なのか。「6・19判決」の「認定事実」には、次のような記載がある。

(7) 原告Sは、1985年、原告松崎が動労中央執行委員長であった当時、同副委員長の職にあり、旧国鉄民営化に伴い、東日本旅客鉄道労働組合連合会(後にJR東労組となった。以下「東鉄労」という)及び原告JR総連(当時の略称は「鉄道労連」であった)が結成された際には、原告松崎が東鉄労中央執行委員長及び鉄道労連執行副委員長に就任し、原告Sは、鉄道労連執行副委員長に就任し、さらに、1991年7月、原告松崎が原告福祉事業協会理事長に就任した際、原告Sは同理事に就任し、1998年6月、原告松崎が原告福祉事業協会理事長を退任後、原告Sは同理事長に就任していた。また、原告Sは、1998年6月には原告鉄道ファミリー代表取締役、2000年11月にはさつき企画代表取締役に就任していた。原告Sは、国鉄民営化前の1987年2月13日、革マル派と対立関係にある中核派による襲撃を受けて、重傷を負ったが、その際、中核派は、その機関誌において、原告Sについて、原告松崎の片腕であり、「動労」革マル派の最高幹部であると記載していた。

このように、S氏は常に松崎氏のごく近くの役職に就いている側近中の側近で、中核派からの襲撃を受けた革マル派の大物とみることができる。松崎氏名義の預金通帳を保管していたことからみて、松崎氏からも相当信用が厚い人物であるといえよう。なお、S氏に関しては、本情報「No.16」「No.18」で内ゲバ事件について記載しているので参照されたい。松崎氏を頂点とする一派によって組織の私物化が常態化し、公金も好き放題に私的に使われていたと疑うのも当然である。さらに検証を深め、事件の真相を解明していきたい。